平成２３年（フ）第５８号
鳥取県倉吉市和田東町132番地
債務者　福本　惠子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第８４号
鳥取県倉吉市八屋217番地３　サンビレッジⅡ―101号
債務者　山田　友子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第１３１７号
広島市佐伯区皆賀２丁目１番31―501号
債務者　吉本　公二
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３１８号
広島県安芸郡海田町三迫２丁目９番26―13号
債務者　吉本　睦子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３６６号
広島市南区東雲本町２丁目10番32―301号
債務者　西庄　幸子（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６０５号
鹿児島県鹿児島市紫原７丁目15番４号玉泉荘102号
債務者　草清　智香
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６０６号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目16番５号エクシード鴨池205号
債務者　池田　睦次
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４３９号
秋田市大町４丁目４番38号　コーポ大町202号
債務者　佐藤　敬介
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５７号
秋田県にかほ市象潟町横岡字大森25番地
債務者　佐藤　和晴
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第５８号
秋田県にかほ市象潟町横岡字大森25番地
債務者　佐藤　文子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第１７７号
福島市岡部字大下５番地　雇用促進住宅２―410、従前の住所福島県伊達市保原町字泉町70番地６
債務者　千葉　　誠
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１７２２号
さいたま市北区東大成町２丁目277番地13　ラポールタイヨー202
債務者　山本　由可（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９６４号
埼玉県川口市大字安行領家118番地の１　ニューエルデム白石205
債務者　岡安　　忍
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９９１号
さいたま市南区白幡６丁目15番21―308号、旧住所さいたま市南区文蔵４丁目３番13号409
債務者　水谷　公俊
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９９３号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地３―14―101
債務者　藤田　直彦
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０１０号
さいたま市見沼区大字丸ヶ崎1230番地10
債務者　勇金　清司
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０６８号
埼玉県川口市前川３―10―11　宇佐見荘102号室、住民票上の住所埼玉県川口市前川町４丁目743番地の２
債務者　小山　トキ（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係